

## とうしん随時返済型カードローン「ライフアップ」

令和4年4月1日現在

1. 商品名	・とうしん随時返済型カードローン「ライフアップ」
2. ご融資期間	・ご契約日から3年（原則自動更新） ただし、満70歳に到達された方については更新できません。
3. ご融資金額	・貸越極度額50万円・100万円 パート、アルバイトの方は50万円となります。
4. ご融資利率等	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 申込時に給与・年金振込を当金庫でご利用の方は、優遇金利を適用させていただきます。 ただし、原則自動更新時に給与・年金振込を当金庫でご利用のない場合は、優遇金利の適用を受けられません。 ・お利息は半年に一度、当金庫所定の日に当座貸越残高に元加されます。 ・貸越利息は貸越極度額を超えても元加されますが、超過部分については直ちにご返済いただきます。
5. ご利用いただける方	・申込時、満20歳以上満70歳未満の個人の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業地区内にお住まいまたはお勤めの方 ・反社会的勢力でない方
6. お使いみち	・自由（事業資金は除きます）
7. ご融資方法	・普通預金口座（または総合口座）に当座貸越契約をセットしますので、キャッシュカードによりATMからお引き出しいただけます。
8. ご返済	・随時返済（普通預金（総合口座）への入金によりご返済） ただし、総合口座で貸越がある場合の返済順位は、第一順位をライフアップ貸越金、第二順位を総合口座貸越金とします。
9. 担保・保証人	・不要です。 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けていただきます。
10. 手数料・保証料	・保証料は融資利息に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。
11. 金利情報について	・現在の融資利率につきましては、当金庫のホームページ、本支店またはフリーダイヤル（0120-330-111）までご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（平日9：00～17：00 電話番号：0120-252-248）にお申出ください。 紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00） 第一東京弁護士会仲裁センター

	<p>(電話 : 03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00)  第二東京弁護士会仲裁センター</p> <p>(電話 : 03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00)</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所(03-3517-5825 9:00~17:00)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期限到来時に契約更新審査を行いますが、審査の結果、更新をお断りする場合がございます。</li> <li>・ 保証会社の保証が得られないなど、ご希望にお応えできない場合もございますのでご了承ください。</li> </ul>